

広島県告示第六百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十四年八月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	株式会社ケアノス
居宅介護支援事業を廃止した事業所	主たる事務所の所在地	廿日市市前空二丁目一番七号
	名称	居宅介護支援事業所ケアノス
廃止年月日	所在地	廿日市市前空二丁目一番七号
		平成二十四年七月二日